

回 答 書

令和 8 年 1 月 2 7 日付けで提出された質問書について、次のとおり回答します。

	質問	<p>プロポーザル実施要領 3 ページ、5 参加資格要件 (3) 配置予定の管理技術者の条件、②ア「5,000 m²以上の新築工事～この場合の面積には校舎及び屋内運動場等(以下「校舎等」という。)を含み、一体の建物の部分を対象とする。」と記載がありますが、文末にて学校施設である事は分かりますが、学校施設の範囲として小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学として宜しいでしょうか。</p> <p>また、屋内運動場が別棟の場合、校舎のみで 5,000 m²を超えていれば宜しいでしょうか。</p>
No. 1	回答	<p>今回の実施要領 2 ページの「5 参加資格要件 (2) 事業者等の参加資格要件において、②学校教育法第 1 条に定める学校(小学校、中学校及び義務教育学校に限る)」と規定しています。「学校施設」の範囲も同じであり、小学校、中学校及び義務教育学校に限ります。</p> <p>(3) 配置予定の管理技術者の条件における業務履行実績面積について、同一時に同一敷地内に整備したものであれば別棟であっても一体として捉えて構いません。また、校舎のみの整備であっても 5,000 m²以上であれば条件に該当します。実施要領 2 ページの「5 参加資格要件 (2) 事業者等の参加資格要件において、②ア一体の建物の部分を対象とする。」についても同様の扱いとします。</p>